

令和7年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人ふれあい
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和7年12月12日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監事の選任に関する議案を理事会に提出する際には、在任監事の過半数の同意を得ること。 ・ 理事会において、評議員会の場所を決議すること。
----	--

文書指摘事項	是正・改善状況報告
1 理事が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことを確認できなかった。 については、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得なければならないことから、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。 (法第43条第3項により準用される一般法人 法第72条第1項)	
2 理事会において、評議員会の場所が決議されていなかった。 については、評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等を漏れなく理事会で決議すること。 (法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条、規則第2条の12)	
3 理事及び監事の報酬等の額は、定款にその額を定めていないときは、評議員会において定める必要があるが、貴法人の役員等の報酬に関する規程では、理事の総額の範囲と監事の総額の範囲を分けているか確認できなかった。 については、理事の総額の範囲と監事の総額の範囲を分けて規定するとともに、報酬規程に報酬等の支給方法及に関する事項が定められていなかつたので、定めること。 (法第45条の16第4項によって準用される一般法人法第89条、法第45条の18第3項によつて準用される一般法人法第105条) (法45条の35) (規則第2条の42)	

